

西都市社会体育施設の自動販売機設置場所に係る公園施設の設置 その2に関する協定書（案）

西都市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により西都市社会体育施設の自動販売機設置場所に係る公園施設の設置 その2に関する協定を締結する。

（許可物件）

第1条 乙は、次に掲げるとおりに、自動販売機を設置するものとする。

| 物件<br>番号 | 設置場所    | 面積                                            | 台数  |
|----------|---------|-----------------------------------------------|-----|
| 1        | 杉安川仲島公園 | 1.890 m <sup>2</sup><br>(幅 2,100mm×奥行き 900mm) | 1 台 |

2 乙は、前項の規定により自動販売機を設置する場合は、都市公園法及び西都市都市公園条例の規定による公園施設の設置の許可（以下「許可」という。）を受けて行わなければならない。

（指定用途等）

第2条 乙は、甲が定める設置場所にて飲料水の自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 乙は、許可物件を指定用途に使用するにあたっては、西都市社会体育施設の自動販売機設置場所に係る公園施設の設置 その2に係る入札説明書に記載された事項を遵守しなければならない。

（許可期間）

第3条 第1条の規定により甲が乙に許可物件の使用をさせる期間（以下「許可期間」という。）は、令和7年7月1日から令和10年3月31日までとする。

（協定の更新）

第4条 この協定は、前条に定める許可期間満了時において、この協定の更新及び許可期間の延長は行わないものとする。

（使用料）

第5条 使用料は、年額使用料（●●●●）円に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

- 2 使用の期間が1年に満たないとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間は月割によって計算し、1月に満たないもの又は月に端数があるときは1月として計算する。
- 3 第1項の使用料の額は、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、改正後の税率に従う。

(使用料の支払い)

第6条 乙は、前条第1項の使用料を甲が発行する納入通知書により、甲が指定する納入期限までに納入しなければならない。

(電気使用料)

第7条 自動販売機に係る電気使用料は、乙が負担するものとする。

2 甲は、自動販売機が設置された施設全体の電気使用料に基づき、子メーターの表示から自動販売機が使用した電気使用料を算出するものとする。

(電気使用料の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の電気使用料を、甲が毎月発行する納入通知書により、甲が指定する納入期限までに納入しなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条及び前条に基づき、甲が定める納入期限までに使用料及び電気使用料(以下「使用料等」という。)を納入しなかったときは、甲に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和40年西都市条例19号)に定める率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

3 乙が使用料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が使用料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(売上本数等の報告)

第10条 乙は、自動販売機の売上本数及び売上額を甲に報告しなければならない。

2 乙は、自動販売機の売上本数及び売上額を年度ごとにまとめ、各年度最終月の翌月末日までに書面にて報告しなければならない。

3 甲は、乙が提出した売上報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(費用負担)

第11条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理、交換、移動、撤去及び安全対策等に要する費用は、全て乙の負担とする。ただし、第14条第2項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(商品の盗難又は毀損)

第12条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品、当該自動販売機内売上金又は金銭の盗難又は毀損については、乙の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に定める義務に違反した場合には、この協定を解除することができる。

2 前項にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため許可物件を必要とするときは、この協定を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないで、この協定を解除することができる。

- (1) この協定に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類に虚偽の記載がされたとき。
- (2) 使用料等その他債務の支払いを納入期限から2か月以上怠ったとき。
- (3) 手形及び小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上許可物件を使用しないとき。
- (7) 乙の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
- (8) 甲の信用が著しく失墜したと乙が認めるとき。
- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲がこの協定を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (11) 許可物件及び許可物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (12) 乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (13) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (14) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (15) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (16) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (17) その他この協定に違反する行為があったとき。

（協定の失効）

第14条 天変地異により、許可物件が使用できなくなり、又はこの協定を継続することができない事態になったときは、この協定は直ちに失効する。

2 前項によりこの協定が失効した場合、乙、甲相互の損害賠償の請求はしない。

(許可物件の返還)

第 15 条 許可期間が満了した場合又はこの協定が解除された場合は、乙は、許可物件を甲の指定する期日までに、甲に返還しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 許可期間が満了し、又はその他の理由によりこの協定が終了する場合には、乙は自己の費用をもって許可物件の上に存する工作物その他を撤去し、許可物件を原状回復しなければならない。ただし、甲が認めたときは、この限りでない。

(協定不適合責任)

第 17 条 乙は、この協定の締結後、許可物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、甲に対し、使用料等の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

(維持管理義務)

第 18 条 乙は、許可物件並びに自動販売機及び販売商品について、常に善良な管理者としての注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、当該自動販売機に係る第三者からの苦情、要望等に対し、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、乙の責任において速やかに対応するものとする。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、この協定に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が、第 14 条第 2 項の規定によりこの協定を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(第三者に対する損害賠償義務)

第 20 条 乙は、許可物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、甲は、乙に対し当該賠償費用について求償することができる。

(報告)

第 21 条 乙は、許可物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、自動販売機に係る事故、事件等が発生した場合は、その事由が乙の責に帰するものであるかどうかにかかわらず、直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、許可物件を使用しないときは、あらかじめ甲にその旨を報告しなければならない。

4 乙は、自動販売機を設置しようとするとき、又は既に設置した自動販売機を他の自動販売機に交換しようとするときは、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 22 条 乙は、許可物件を第三者に転貸し、又はこの協定によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(一括委任等の制限)

第 23 条 乙は、この協定の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして甲の承認を得たときは、この限りでない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 24 条 第 16 条の規定により許可物件を返還する場合において、乙が許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず、乙が許可物件に対し施した造作については、乙は甲に対しその買取りを請求することができない。

(協定の費用)

第 25 条 この協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 26 条 乙は、この協定に関して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。この協定が終了した後も、同様とする。

(信義則)

第 27 条 甲、乙両者は信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 28 条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 西都市聖陵町二丁目 1 番地  
西都市  
西都市長 押川 修一郎

乙